

武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策 改訂版(案)

令和8年〇月

武蔵野市教育委員会

目次

I 武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂にあたって	1
II 武蔵野市いじめ防止基本方針	2
III 具体的方策	
いじめ防止等に関して前提となる確認事項	
1 「いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である」	3
2 「いじめは、心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、全教育活動を通じて未然防止に取り組む」 ..	4
3 「すべての関係者が連携し、問題の克服を目指す」	5
方針1「すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します」	
1 多様性に配慮した認め合う学校・学級づくり	6
2 魅力ある授業の実現	6
3 人権意識や規範意識を育てる指導	7
4 適切な援助希求の促進	7
5 安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携	7
6 学校評価を活用した学校いじめ防止基本方針の作成・改善	8
方針2「いじめ問題への理解・未然防止に努めます」	
1 いじめを許さない指導の充実	9
2 児童・生徒の主体性を育む指導	9
3 教職員の資質・向上	10
方針3「迅速・確実な組織的対応を徹底します」	
1 いじめの対応フロー	11
2 いじめの早期発見	12
3 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	12
4 いじめへの具体的な対応	13
5 児童・生徒・保護者からの相談体制の構築	15
方針4「いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制をつくります」	
1 関係機関と連携した支援	16
(1)市いじめ問題関係者連絡会の設置	
(2)市いじめ問題対策委員会の設置	
2 重大事態への対処	17
(1)いじめ重大事態とは	
(2)いじめ重大事態の対応フロー	
(3)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	

I 武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂にあたって

(1) 国や東京都、市の動向

国は令和4年に生徒指導の理論や考え方をまとめた「生徒指導提要」、令和6年に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を行った。また東京都は令和7年6月に「いじめ総合対策【第3次】」を示した。

これまで本市では、平成25年施行「いじめ防止対策推進法」を受け、平成26年「武蔵野市いじめ防止基本方針」(以下、基本方針)、令和3年「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」(以下、具体的方策)を策定してきた。さらに、令和5年「武蔵野市子どもの権利条例」が施行され、令和7年4月から始まった第四期武蔵野市学校教育計画では、社会の一員としてよりよい地域・社会づくりに参画する資質・能力である市民性の育成や、「いじめを絶対に許さない」など、子どもの権利を守って安心して学べる環境の整備を示している。

こうしたいじめや学校教育にまつわる最近の流れでは、いじめ防止に向けて、特に次の2点が重要視されている。

①「生徒指導提要 改訂版」に示されたいじめ対応の重層的支援構造や、東京都の「いじめ総合対策【第3次】」に示された自己指導力¹の育成を踏まえる。

②いじめの重大事態ガイドラインに示された平時の備え、重大事態調査で調査すべき項目、申し立てがあった際の対応等を明確にする。

(2) いじめにまつわる児童・生徒の声

令和7年11月、いじめ対応に関する児童・生徒の願いや思いを把握するため、市内の小・中学校の小学校3年生から中学校3年生を対象に、アンケート調査を行ったところ、以下のような声が集まった。

【自分たちに関すること】

- いじめを防ぐには、友だちの変化にすぐ気付くことが大切だ。
- クラスのみんなと友だちになって、いっぱい話せたら安心できる。
- どんな事をあったとしても、まずはちゃんと話を聞くという雰囲気をつくりたい。
- 言葉遣いや態度に気を付けることやお互いを尊重し合うことが大切だ。
- 自己主張をしっかり行い、周囲と良好な関係を築き、助けを求める勇気を持ちたい。

【学校で行ってほしいこと】

- クラスの雰囲気をよくするために、学年やクラスでの交流会を企画してほしい。
- 些細なことでも気付いてほしい。悩みを言い出せない人もいるので、何かつらそうなことがあったら先生から聞いてあげることが大事だ。
- いじめを見つけるための方法（アンケート、見回りなど）に取り組んでほしい。
- カウンセリングの先生と気楽に話せる環境にしてほしい。
- 子どもに相談されたら、関係のない人には分からないようにしてほしい。

これらのいじめに関連した最近の動向、児童・生徒の声を踏まえ、本市の基本方針及び具体的方策を次のように改定する。

¹ いじめにおける自己指導力…いじめを自分たちの問題として捉え、児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度

武蔵野市いじめ防止基本方針

いじめは、どの学校でも起こる全ての子どもに関する問題です。武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、人権尊重の理念及び武蔵野市子どもの権利条例等の関連する法令に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に次のように取り組みます。

方針1 すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します

多様性を認め合い、他者を尊重することで、どの子にとっても安全で安心した学校・学級づくりを目指します。

方針2 いじめ問題への理解・未然防止に努めます

いじめは自分たちの問題であること、いじめは絶対に許されない行為であることなど、いじめ問題を理解し行動できるように働きかけていきます。

方針3 迅速・確実な組織的対応を徹底します

いじめの兆候を察知できるよう、あらゆる手だてを用いて早期発見に努め、学校、関係者、保護者が連携し、その子が安心できるまで対応します。

方針4 いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制をつくります

教員だけでなく、スクールカウンセラー、警察、地域の方々など子どもに関わるすべての機関と連携し、深刻化させないように解決を目指します。

Ⅲ 具体的方策

いじめ防止等に関して前提となる確認事項

- 1 「いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である」
- 2 「いじめは、心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、全教育活動を通じて未然防止に取り組む」
- 3 「すべての関係者が連携し、問題の克服を目指す」

1 「いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である」

① いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」にて、いじめは次のように定義されている。

第2条(定義)「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号) 以下、二重線枠内は同法である

この法律において「いじめ」とは、児童等²に対して、当該児童等が在籍する学校³に在籍している等当該児童等と一定の人的関係⁴にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響⁵を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【ポイント】

いじめの定義

- 1 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

「東京都いじめ総合対策【第3次】(令和7年6月)」より」

法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた児童・生徒が、心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」に該当することを教職員をはじめとしたすべての関係者は理解しておかなければならない。

具体的ないじめの態様(例)

○冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○仲間はずれや集団による無視をされる。
○ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

² 児童等…学校に在籍する児童又は生徒をいう。

³ 学校…学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

⁴ 一定の人的関係…学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

⁵ 物理的な影響…身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 「いじめは、心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、全教育活動を通じて未然防止に取り組む」

① 自己指導能力の育成と重要性

いじめを防止するには、何が正しく何が間違っているかを児童・生徒が自分の頭で考える「自己指導能力」を身に付けることが大切である。いじめは絶対にいけないという理解のもと、主体的に問題を発見し、その解決に向けて、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行できるよう育成する。

第4条(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

第15条(学校におけるいじめの防止)

市教育委員会及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

「武蔵野市子どもの権利条例」第23条(いじめの防止)

いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

【ポイント】

- 「自分は大切にされている」という自己存在感の実感や、失敗を恐れることなく互いに共感し合う人間関係の構築ができるよう指導する。
- 話し合いによる合意形成や自ら考え選択する自己決定の場を設定し、安全・安心な学校風土の醸成を図る。

児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重

自己存在感の感受

- 「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童・生徒が実感することが大切
- 自己肯定感や自己有用感を育むことも極めて重要

共感的な人間関係の育成

- 間違いやできないことを笑わないで、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりを推進する

自己決定の場の提供

- 授業で意見を述べる、自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要

安全・安心な風土の醸成

- 個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、児童・生徒自らがつくり上げるようにする

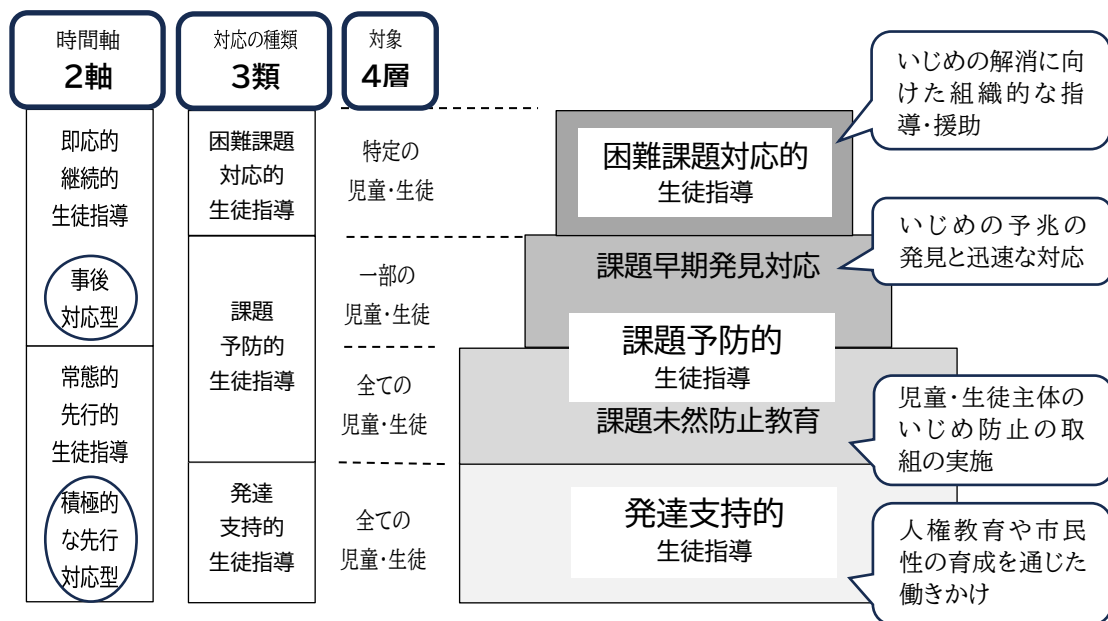
自己指導能力について（東京都いじめ総合対策【第3次】より）

② 生徒指導の構造(2軸3類4層構造)

生徒指導の目的は、社会的資質・能力の発達や、社会に受け入れられる自己実現を支えることである。そのために、自己指導能力を高め、いじめをはじめとした課題の防止や対応を構造化したものが、2軸3類4層構造である。いじめ対応に関して、生徒指導提要では次ページのように示されている。

【ポイント】

- 生徒指導は、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導に類別でき、課題に応じて重層的に支援する。
- 基本方針及び具体的方策は、この支援構造を基に構成する。
- 図にある発達支持的生徒指導の具体例としては、特別活動での学級活動の充実や本市独自の取組である武蔵野市民科による、よりよい地域・社会の創り手を育成する指導等が挙げられる。



生徒指導の2軸3類4層構造といじめ対応の重層的支援構造（生徒指導提要より）

3 「すべての関係者が連携し、問題の克服を目指す」

社会総がかりでのいじめの防止を目指すためには、学校だけで抱え込まずに、地域や医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要である。また、いじめが犯罪行為として扱われる場合には、警察とも連携して対処する。

第15条(学校におけるいじめの防止)

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

「武蔵野市子どもの権利条例」第23条(いじめの防止)

- 2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組めます。
- 3 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対するいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、被害にあった子どもを守るとともに、いじめをした子どもに対しても必要な支援を行います。

【ポイント】

- いじめは学校内外を問わず行われることから、保護者や関係機関と同一の方針を共有し、日頃から児童・生徒の状況について情報交換するなど必要な体制を整備する。
- 重大事態の疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始し、特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるように努める。(P20参照)

方針1「すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します」

1 多様性に配慮した認め合う学校・学級づくり

学校や学級ではいじめの温床として、場の空気を読む、あるいは声の大きさ、安易な多数決による個々の事情や多様性に対する配慮の欠如がある。こうした同調圧力や暗黙のプレッシャーを打破するためには、多様な立場や意見を尊重する学校・学級づくりが大切である。

【ポイント】

- 多様な立場や意見を生かし、児童・生徒自身が学校の教育活動に主体的に関わり、全ての児童・生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指す。
- 学校は以下に示すような児童・生徒に配慮する必要がある。
 - ・発達障害を含む障害のある児童・生徒
 - ・海外にルーツをもつ児童・生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒 など



生徒会主体による意見ボックスの電子化の取組

【具体的な取組】

- 学校行事を児童・生徒主体で計画する、生活のきまりを見直す等、児童会や生徒会等による自発的・自治的な活動を通じた意見表明や参加を推進する。その際、少数意見等、多様な意見を生かすための過程・手順を大切にする。
- 各種調査や学校評価等を活用し、児童・生徒がとらえている学校の雰囲気や「見える化」させ、安心して学べる学校の環境づくりや児童の「やってみたい」「できた」「分かった」を大切に授業に取り組む。

2 魅力ある授業の実現

いじめが起こりにくい学校・学級にするために、「児童・生徒にとって分かる授業」、「互いに学び合う授業」を通じた、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を行う。

【ポイント】

- 一人一人の学習状況等を把握した上での「指導の個別化」や児童・生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」の視点をもつ。
- 全国学力学習状況調査などの実態把握を目的とした調査結果を活用し、児童・生徒の主体性を引き出すための授業改善や、児童・生徒同士の対話の充実を行う。

【具体的な取組】

- 個別最適な学びの充実に向けて、実社会とつながった問題の発見、解決にむけた学習過程を大切にするとともに、学習者用コンピュータ等を活用した学習方法の選択や意見の共有・検討に取り組む。
- 全国学力学習状況調査の結果を踏まえた授業改善推進プランを作成・活用し、児童・生徒の実態に応じた学習や取組について、PDCAサイクルに基づき改善する。

3 人権意識や規範意識を育てる指導

いじめ防止には、人権教育のねらいである「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚や子ども自身が権利の主体であるといった権利に関する理解を深めることが、重要である。また、きまりやルールを身に付け、守ろうとする態度を涵養することも大切になる。

【ポイント】

- 子どもの権利の周知・啓発を行い、全ての児童・生徒に子どもの権利が保障されること、自分の権利と同じように他の人の権利を大切にして尊重することを指導する。
- 教職員が人権尊重の理念を理解し、全教育活動を通して人権教育を組織的・計画的に進める。

【具体的な取組】

- 市子どもの権利擁護センターと連携し、道徳地区公開講座等において児童・生徒に向けた授業や、保護者との意見交換を行い、子どもの権利についての理解を深める。
- 各校の人権教育推進委員が校内の教職員に他地域の実践例を紹介するとともに、東京都が作成している人権教育プログラムを活用した校内研修を実施し、教職員の人権感覚を高める。

4 適切な援助希求の促進

いじめが起きたときや困ったときに、学校の大人や保護者などに助けてと言えるよう、日頃の人間関係づくりが大切である。児童・生徒一人一人が信頼できる複数の相手と関係をつくることにより、悩みが小さい段階からすぐに相談するなどして援助を求めることができるようになる。

【ポイント】

- 担任や教職員、学校関係者、または地域などから声を掛けて、気軽に話せる関係をつくる。
- 実際に必要になった場合に弱音を吐いたり人を頼ったりすることができるよう、当該年度の7月までに年1回以上のSOSの出し方に関する教育を実施し、援助希求の方法や相手について事前に指導する。

【具体的な取組】

- 教職員がいじめに関する感度を高め児童・生徒の援助希求を促せるように、いじめの発見・対応や話しやすい環境づくりなど教育相談に関する研修を年に2回以上行う。
- 学校内(養護教諭やスクールカウンセラー、校内別室支援員など)や専門機関(市教育支援センターなど)との相談体制の整備や相談しやすい環境の構築を行う。
- 小学校5年生と中学校1年生に、スクールカウンセラーによる全員面接を行い、身体・健康面、心理面、社会・環境面などについて専門的な視点で確認しつつ、必要な場合に相談できる関係性を形成する。

5 安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携

第9条(保護者の責務等)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第17条(関係機関等との連携等)

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

【ポイント】

- 保護者に対して、規範意識の育成や相談できる環境づくり、SOS への対応といった役割に関する啓発を行う。
- 学校の対応を保護者・地域に丁寧に伝え、関係者が一緒になって取り組もうとする意識や意欲をもてる関係を構築する。

【具体的な取組】

- 年度当初の保護者会や各種の面談等の機会に、学校いじめ防止基本方針や保護者向けのいじめ防止リーフレットを活用して説明したり、学校・家庭の役割について話し合ったりする。
- 開かれた学校づくり協議会で、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- 警察(スクールサポーター)や民生児童委員等、地域の関係者と定期的に情報交換の場を設ける。

6 学校評価を活用した学校いじめ防止基本方針の作成・改善

第13条(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【ポイント】

- 学校いじめ防止基本方針の改善のため、取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとよい。その際、件数のみを評価するのではなく、早期発見や再発防止の取組について評価を行う。

【具体的な取組】

- 年度当初に、取組状況を検証する視点から、校内研修やいじめに関する授業の回数等や学校独自の取組を項目に設定するなど、PDCA サイクルに基づく具体的な改善に取り組む。
- 毎年、学校評価に向けた児童・生徒及び保護者向けアンケートや自己評価、学校関係者評価を分析し、いじめ防止の取組を振り返り、次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の改善を図る。

方針2「いじめ問題への理解・未然防止に努めます」

1 いじめを許さない指導の充実

いじめを自分たちの問題ととらえて、いじめは絶対に許されない行為であること、相手の言動に納得がいかないものであったり、許しがたいものであったりしても、その相手をいじめるのはいけないことを理解させ、いじめが生じないよう指導しなければならない。

【ポイント】

○全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の中で、意図的・計画的にいじめを考える機会を設定する。

【具体的な取組】

- 年3回以上「いじめに関する授業」を実施し、どのような行為がいじめに該当するのか指導するなど、全ての児童・生徒に対して、いじめは許されない行為であることを理解させる。
- 6・11・2月を「ふれあい月間」と設定し、児童・生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえて、考え、議論する活動を推進するとともに、いじめの実態把握等について、学校の取組状況を確認する。

2 児童・生徒の主体性を育む指導

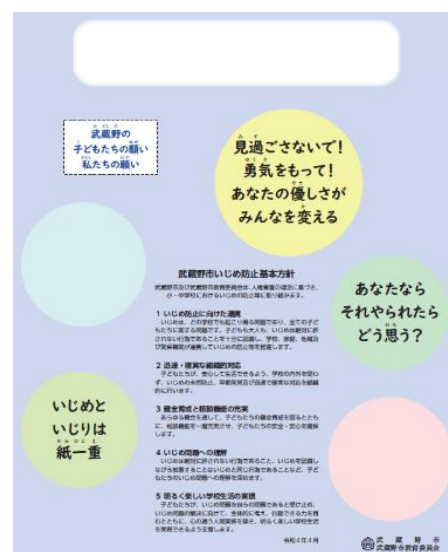
児童・生徒がいじめを自分たちの問題としてとらえ行動できるようにするために、学校や学級の目標を定め、自分の体験を振り返り行動を決めるなど、合意形成や意思決定を重視した指導を行う。

【ポイント】

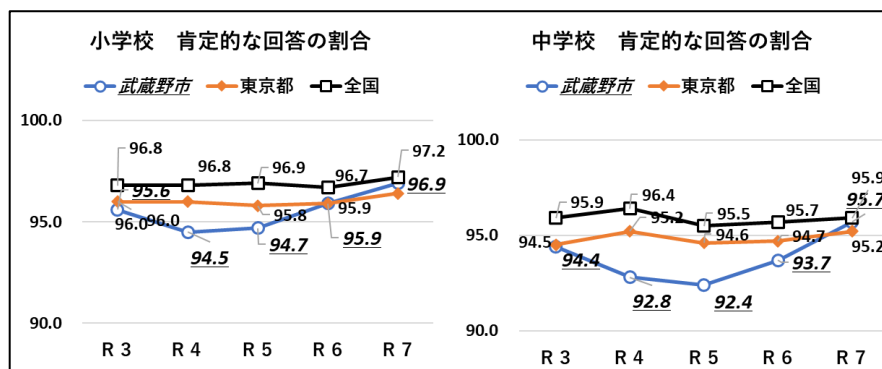
○主体的に問題を発見し、その解決に向けて他者の主体性を尊重しながら、自ら行動できる自己指導能力を育成する。

【具体的な取組】

- 「武蔵野市いじめ防止基本方針」が併記されているポスターに、学校や学級独自の目標を書き込み、定期的に更新するなど、いじめの問題を他人ごとにならず、常に意識ができる取組を年間通じて行う。
- 特別の教科 道徳や特別活動の時間を中心に、いじめについて具体的な行動を話し合い、「しない・させない・見過ごさない」などの行動変容につなげる。
- 毎年の全国学力学習状況調査において「いじめはいけないこと」と肯定的に回答する割合に着目し、指導・改善につなげる。



令和4～7年度に使用した武蔵野市
いじめ防止基本方針ポスター



「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」
(令和3～7年度全国学力学習状況調査児童・生徒質問紙【小学6年生・中学3年生回答】より)

4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめに関する授業(道徳、特別活動など) 年3回以上 →										
いじめ防止 ポスターの 作成	いじめ共通 アンケート① 実施			いじめ防止 ポスターの 追記	いじめ共通 アンケート② 実施			いじめ防止 ポスターの 追記	いじめ共通 アンケート③ 実施	
				いじめ防止 重点月間						

学校におけるいじめの未然防止に関する取組 年間スケジュール例

3 教職員の資質向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、教職員の力量に期待するところが極めて大きい。教員一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のためには、いじめ問題に関する各種研修(複数回)の機会の充実に努め、教職員の気付く力を高める。

【ポイント】

- 担任や学年教員など特定の教職員が対応するだけでなく、それぞれの力量を集結した組織的な対応力の向上を図る体制の整備が必要である。
- いじめ問題に関する法や基本方針を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用を図る。
- いじめ発見のためのチェック項目を学校内で共通理解し、早期発見に努めるとともに、研修等を活用し適宜チェック項目の更新を図る。

【具体的な取組】

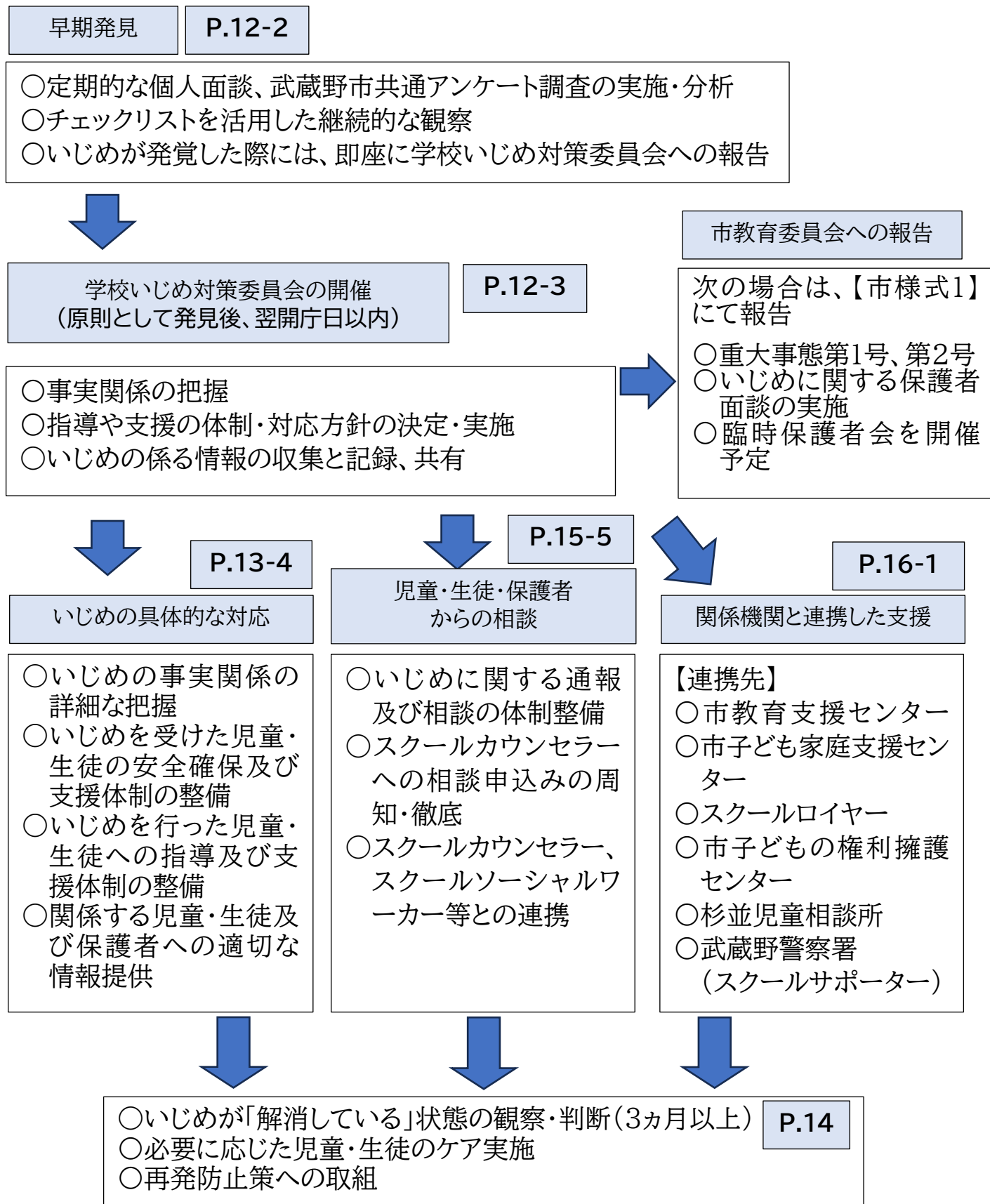
- いじめ問題に関する校内研修会を複数回実施する。
 - ・学校いじめ防止基本方針やいじめ重大事態ガイドラインなどの共通理解
 - ・「学校いじめ対策委員会」の内容や方法に関する理解及び改善
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用した心理的ケアの体制の理解

いじめ発見のためのチェック項目例

①	遅刻、欠席が増える。	②	遅刻ぎりぎりの登校が目立つ。	③	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。
④	出席確認の際、返事の声が小さい。	⑤	頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。	⑥	授業中、正しい答えを冷やかされる。
⑦	筆圧が弱くなる。	⑧	休み時間はトイレに閉じこるなど、遅れて教室に入る。	⑨	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいになる。
⑩	椅子や机が壊されたり、所持品や机に落書きされたりする。	⑪	授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。	⑫	特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
⑬	正しい意見なのにあげ足をとられたり、その意見が支持されなかったりする。	⑭	用事もないのに職員室や保健室に來たり、部屋の周りをウロウロしたりする。	⑮	その子を褒めるとクラスの子どもたちがはやしたてたり、冷たい反応だったりする。
⑯	「誰かやってくれないか」と言うと、特定の子の名がふざけ半分で出てくる。	⑰	今までのグループから外れて一人ポツンとし、沈みがちになっている。	⑱	「ばいきん」「〇〇菌」などと嫌がるあだ名を付けて呼ばれる。
⑲	急いで一人で帰宅する。	⑳	日記、作文、絵画などに気に掛かる表現や描写が表れる。	㉑	飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

方針3「迅速・確実な組織的対応を徹底します」

1, いじめの対応フロー



2 いじめの早期発見

いじめの早期発見では、児童・生徒の様子からいじめを素早く察知するため、全ての教職員による状況把握や児童・生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築が求められる。

第16条(いじめの早期発見の措置)

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

【ポイント】

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、遊びやふざけあいを装うなど、大人が気づきにくい形で行われることがある。
- 軽微なものが深刻化する恐れがあることから、発覚後はすぐに学校いじめ対策委員会で共有し、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知し、対応を決定する。

【具体的な取組】

- 学級担任等による定期的な個人面談や武蔵野市共通アンケート調査の実施・分析を行い、的確なアセスメントの資料として活用する。
- 東京都いじめ総合対策【第3次】にあるチェックリスト等を参考に、「体に現れるサイン」「行動や態度等に現れるサイン」「人間関係に現れるサイン」の視点から児童・生徒を継続的に観察する。
- いじめを発見した際には、学校いじめ対策委員会に、原則として翌開庁日以内に早急に報告し、対応方針を決定し、組織的な対応につなげる。

3 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

いじめの認知や対応方針の決定、進捗状況の確認など、組織的な対応を行う際の中心となるのが学校いじめ対策委員会である。

第22条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【ポイント】

- 「学校いじめ対策委員会」を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行い、いじめ対応の在り方及び指導方針については校長が決定し、その内容は共通理解を図り、対応する。
- 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー等、関係者が参加する組織とする。
- 対応を行った時点から適切に記録を作成しておく。校内で統一した様式で記録を残すことや、データによる保存や共有フォルダの格納場所について共通認識を図る。記録は5年保存とする。

【具体的な取組】

- 学校いじめ対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核としての役割を担う。
- 定期的に会議を開催し、平時の備えやいじめの疑いに係る情報の確認を行い、発覚した場合には、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施する。
- 児童・生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にして周知する。

【ポイント】

- 本人あるいは保護者が当事者への聞き取りを控えるよう要望する場合や、しばらく様子を見ることを要望する場合が考えられる。しかし、いじめの早期対応のため、原則としていじめの疑いが生じた場合は、いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒、関係する児童・生徒の聞き取りを確実に行うことが必要である。

4 いじめへの具体的な対応

いじめを受けた児童・生徒が感じている心身の苦痛に速やかに対処するとともに、対応の経過・改善の進捗、解消の確認を確実に記録する。いじめを行った児童・生徒には重大性の程度に応じた指導を行う。

第23条(いじめに対する措置)

- 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときはいじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
 - 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

いじめの防止等のための基本的な方針(平成25.10.11 文部科学大臣決定(最終改定 平成29.3.14))

「いじめ解消」定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。
- ②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【ポイント】

- いじめを発見した場合、直ちにいじめを受けた児童・生徒等に安全確保及び確認を行う、いじめを行った児童・生徒に事情を確認した上で適切に指導する等、いじめの程度に応じた対応を行う。

【具体的な取組】

- いじめを受けた児童・生徒・保護者、いじめを行った児童・生徒・保護者、いじめを目撃した児童・生徒など関係している者に対して、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

(聞き取り項目例) ※聞き取り時間(目安1時間以内)や複数での聞き取りの実施などに配慮する。

関係する児童・生徒を含め 全員(共通項目)	時間、場所、誰が、誰に対して、どのように何をした、期間、 程度、他の関係者の有無、保護者の認知・連絡の確認
いじめを受けた児童・生徒	いじめを受けた行為をどのように感じたか いじめを行った児童・生徒への聞き取りの確認
いじめを行った児童・生徒	いじめを行った行為のきっかけや関係する出来事はあるか

- いじめを受けた児童・生徒には、いじめの解消に向け、感じている心身の苦痛の程度に応じて、心のケアやスクールカウンセラーとの継続的な面談、スクールソーシャルワーカーと連携した外部機関の活用など、心情に寄り添った対応を行う。
- いじめを行った児童・生徒には、衝動性や暴力の有無など類型に応じた指導を行い、行為への指導、相手への謝罪、警察や児童相談所との連携などを通して、その行為をやめさせる。
- 関係する児童・生徒を含めた係る全ての保護者には、いじめの程度に関わらず迅速かつ継続的に情報提供を行う。
- 保護者や関係機関と連携し、いじめの重篤化を防止するため、早期に学級や学年の保護者と話し合うことや専門的な支援や指導が必要な場合には、学校いじめ対策委員会で協議し組織的に取り組む。
- いじめの解消の確認には、謝罪が済んだなどの安易な判断とならないよう、上記の2つの条件が満たされているかを含め、学校いじめ対策委員会で総合的に検討し、校長が判断する。
- いじめを行った児童・生徒への出席停止については、就学義務とも関わる措置であることから、市教育委員会の権限と責任において行う。

参考：出席停止について（出席停止制度の運用の在り方について(通知)平13.11.6 文科省）

趣旨	本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障するもの
主な事務手続	事前の手続、措置の決定、期間中及び期間後の対応、関係機関との連携等
適用要件	○性行不良であること（以下の行為を1つ又は2つ以上繰り返し行うこと） ・他の児童・生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 ・職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 ・施設又は設備を損壊する行為 ・授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 ○他の児童・生徒の教育に妨げがあると認められること
事例 (平成17年)	全国の公立小中学校において、出席停止の措置がとられた総件数は37件 期間は、7～13日間が最も多く16件

5 児童・生徒・保護者からの相談体制の構築

学校は、いじめに関する児童・生徒・保護者の悩みや不安に対して、適切に相談を受けられるように体制を構築する。その相談体制については、児童・生徒・保護者に繰り返し周知する。

第23条(いじめに対する措置)

- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

【ポイント】

- 相談があった場合には、相談者が不信感をもたないように配慮し、教職員間で適切な情報共有を行う。また専門機関と連携し、相談のニーズや内容に応じた支援ができるような体制を整える。

【具体的な取組】

- 学校ホームページでの学校いじめ防止基本方針等の案内
- 学校だより・保護者会での定期的な周知
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備
- スクールカウンセラーへの相談申込みの方法の周知・徹底
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

【学校以外の相談窓口】

- <市教育支援センター>
0422-60-1922(月～金 9:00～17:00)
- <市子どもの権利擁護センター>
0422-60-1951(月火水金 13:00～17:00)
- <こどものネット・ケータイのトラブル相談>
こたエール 0120-178-302
- <東京都いじめ相談ホットライン(24時間受付)>
0120-53-8288
- <24時間子供SOSダイヤル>
0120-0-78310

【参考:インターネットを通じて行われるいじめの対応】

市が推進しているデジタル・シティズンシップ教育の観点からも、インターネットは発達段階に応じた自律的な活用を推進していくよう示している。

第19条 (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

【具体的な取組】

- 武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針に基づいた計画的な情報モラル教育に関する指導
- 東京都教育委員会が作成したいじめ等防止のスマートフォン用アプリ・情報サイト「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」等の活用

武蔵野市学習者用
コンピュータ活用指針



https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_7001/037/763/shishin1.pdf

学習者用コンピュータの
家庭での使用における
約束づくり



https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_7001/037/763/041.pdf

アプリ・情報サイト
「考えよう！いじめ・
SNS@Tokyo」



<https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/>

方針4「いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制をつくります」

1 関係機関と連携した支援

いじめの問題への対応において、平素からの取組を一層推進するため、また困難な事例にて十分な効果を上げるためには、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながらチームとして対応することが、実効的ないじめの問題の解決に資する。

第23条(いじめに対する措置)

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【ポイント】

- 平素から、例えば以下の関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築する。
- いじめが犯罪行為と考えられる場合には、迅速に警察と連携を図り、個別具体的な指導・助言を行う。

【具体的な連携先】

- | | |
|---------------|--------------------|
| ○市教育支援センター | ○市子どもの権利擁護センター |
| ○市子ども家庭支援センター | ○武蔵野警察署(スクールサポーター) |
| ○スクールロイヤー | ○民生児童委員 |
| ○市いじめ問題関係者連絡会 | ○杉並児童相談所 |
| ○市いじめ問題対策委員会 | ○立川少年センター |

(1) 市いじめ問題関係者連絡会の設置

「武蔵野市子どもの権利条例」第24条(市いじめ問題関係者連絡会)

- 2 市は、法第14条第1項に基づき、本市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「市いじめ問題関係者連絡会」を設置する。

【ポイント】

- 本会の目的は、いじめ等の未然防止や早期解決へ向け、関係者が一同に会し、いじめ問題に対する具体的な対応策・改善策に関する協議や意見交換を行い、全市的な行動連携を深めることである。
- 市いじめ問題関係者連絡会構成員…学校、教育委員会、児童相談所、警察、PTAなど

(2) 市いじめ問題対策委員会の設置

「武蔵野市子どもの権利条例」第25条(市いじめ問題対策委員会)

- 2 市は、法第14条第3項に基づき、いじめ防止等のための対策の実効的な推進を図るため、「市いじめ問題対策委員会」を設置する。また、市立学校において、法第28条第1項に規定する重大事態又は当該重大事態と同種の事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき、同項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

【ポイント】

- 本会の目的は、いじめの防止等のための対策について必要な事項を調査・審議すること、学校においていじめの重大事態が発生した場合に調査を行い、その結果を教育委員会に報告することである。
- 市いじめ問題対策委員会構成員…弁護士等の法律関係者、学識経験者、学校、臨床心理士、社会福祉士、PTA、民生児童委員、人権擁護委員など

2 重大事態への対処

(1) いじめ重大事態とは

以下の重大事態の定義に基づき、重大事態に該当するかどうかの判断を行う。

第28条(重大事態の定義)

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(「生命、心身また財産重大事態」という)

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(「不登校重大事態」という)

【重大事態の判断】

【ポイント】

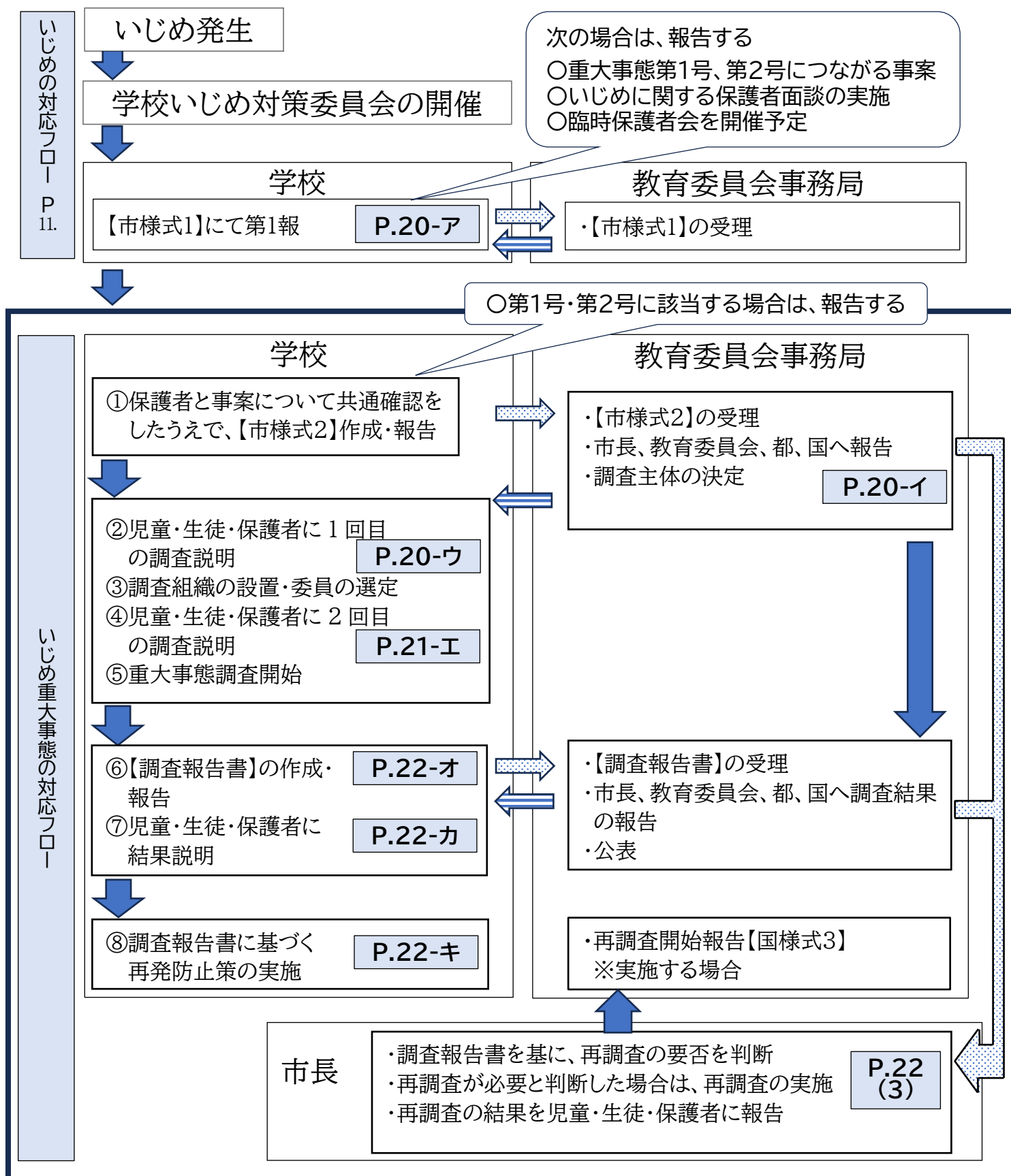
- 重大事態の判断は、学校設置者又は学校が行う。
- 判断の際は、以下に示した事例を参考としつつ、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- 不登校重大事態については、年間30日を目安とするが、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談するなど、丁寧な対応が必要である。
- 以下にある例を下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態ととらえる場合がある。

いじめ重大事態の調査に関するガイドラインによると、いじめにより以下の状態になったとして、これまでに全国の教育委員会で重大事態と扱った事例は、次のとおりである。

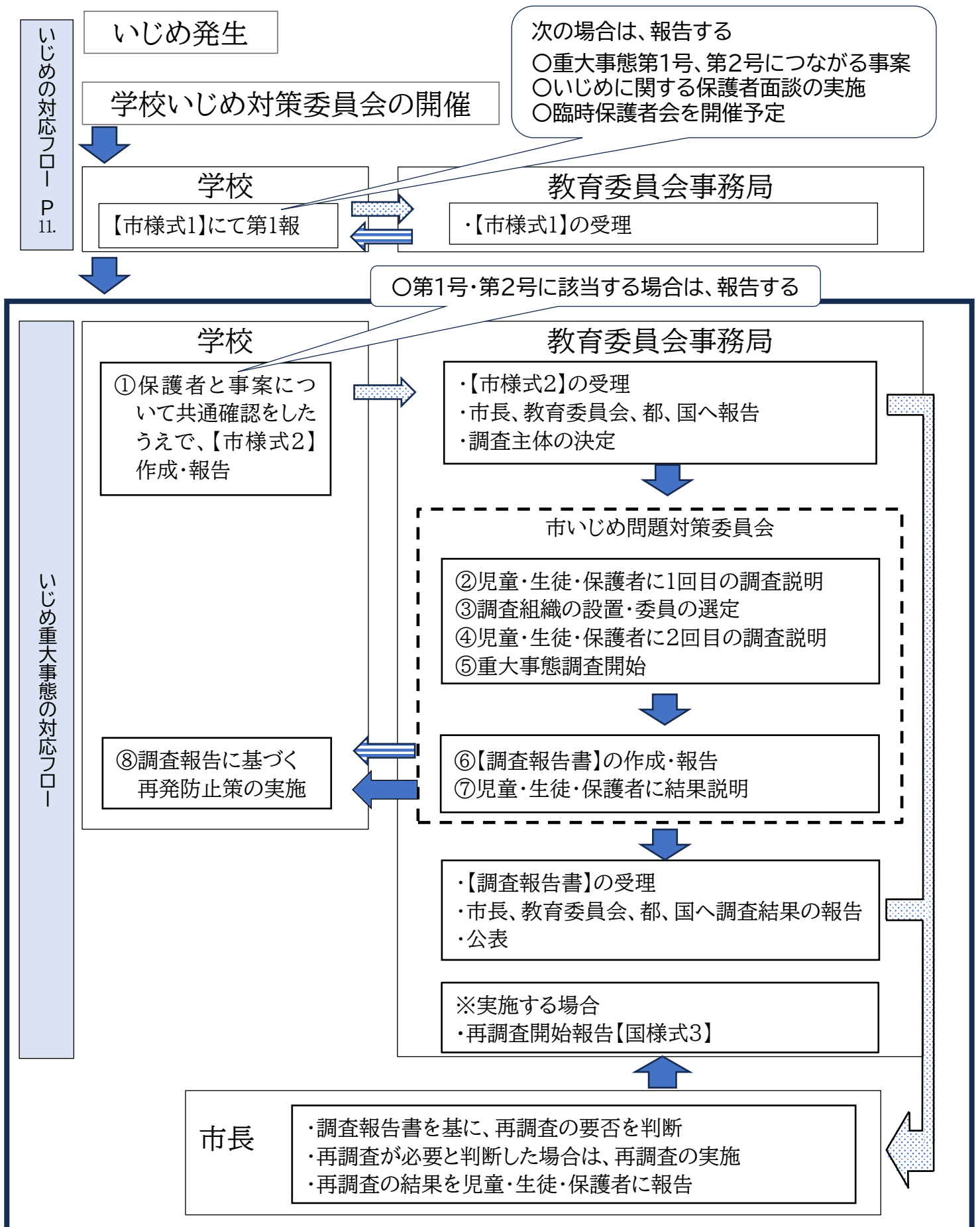
<u>○心身に重大な傷害を負った場合(例)</u> ・リストカットなど自傷行為を行った。 ・暴行を受け、骨折した。 ・投げ飛ばされて脳震盪となった。 ・殴られて歯が折れた。 ・カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。 ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。 ・複数の生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。 ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネットで拡散された。	<u>○児童・生徒が自殺を企図した場合(例)</u> ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
	<u>○金品等に重大な被害を被った場合(例)</u> ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
	<u>○いじめにより転学等を余儀なくされた場合(例)</u> ・欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該学校へは復帰ができないと判断し、転学(退学含む)した。

重大事態の事案と判断する際、第1号「生命、心身また財産重大事態」かつ第2号「不登校重大事態」の両方に該当する場合がある。

(2) いじめ重大事態の対応フロー
 <調査主体が学校の場合>



<調査主体が教育委員会の場合>



ア【重大事態発生の報告】

【ポイント】

- 学校は、重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会へ発生の報告を行う。
- 教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。その際、下のような様式を活用し保護者と申立内容を確認・共有する方法も考えられる。

いじめ重大事態に係る申立様式			
下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。			
1 申立日 令和 年 月 日			
2 いじめを受けた児童生徒に関する情報			
学 校 名		学 年	年
児童生徒氏名		保護者氏名	
3 いじめ重大事態の概要・経緯			
(1) いじめ重大事態の種類（該当するもの全てにチェックしてください。）			
1号重大事態			
☐ 生命に重大な被害が生じた疑いがある			
☐ 心身に重大な被害が生じた疑いがある			
☐ 財産に重大な被害が生じた疑いがある			
診断書の有無	有 ・ 無	(有の場合) 診断名	
警察への被害届提出の有無	有 ・ 無	提出先 (警察署名)	
(2) いじめの概要等			
時期	いじめの概要		
4 調査に関する希望 （該当するもの全てにチェックしてください。）			
聴き取りをしてほしい児童生徒等			
☐ いじめを行った児童生徒			
☐ その他関係する全ての児童生徒（クラス、学年、全校生徒等）			
☐ 関係する全ての教職員			
☐ その他			
具体的な児童生徒名等			
5 調査への協力可否 （協力が可能な場合は、チェックしてください。）			
☐ いじめを受けた児童生徒からの聴き取り			
☐ いじめを受けた児童生徒保護者からの聴き取り			
6 その他要望			
令和 年 月 日 申立者氏名			
【参考】			
重大事態調査の目的			
重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。			
※ なお、調査は、関係者の任意の協力のもとで行うものであり、事実関係を全て明らかにすることが難しい場合もある。			

参考：いじめ重大事態に係る申立様式（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）

イ【調査の主体及び組織】

【ポイント】

- 調査主体は、学校が組織した「いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策委員会）」、教育委員会が設置する「市いじめ問題対策委員会」いずれかを教育委員会が判断する。
- 構成員は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除き、適切な専門家を加えるなどして、公平性・中立性を確保する。

不登校重大事態については、いじめを受けた児童・生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援を調査の目的としており、学校内の様子や教職員、児童・生徒の状況は学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行うこととする。学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

ウ【児童・生徒・保護者に対する事前説明】

【ポイント】

○事前説明は、重大事態発生と判断した後、速やかに説明・確認する事項(A)と、体制が整った上で説明する事項(B)があり、2段階に分けて行う。

いじめを受けた児童・生徒・保護者への事前説明を行い、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図り、円滑に調査を進めることにつなげる。いじめを行った児童・生徒・保護者にも同様に2段階に分けて行う。

○重大事態発生と判断した後、速やかに説明・確認する事項(A)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ①重大事態の別・根拠 | ④調査事項の確認 |
| ②調査の目的 | ⑤調査方法や調査対象者についての確認 |
| ③調査組織の構成に関する意向の確認 | ⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介 |

○体制が整った上で説明する事項(B)

- | | |
|------------|------------------------------|
| ①調査の根拠・目的 | ⑤調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順) |
| ②調査組織の構成 | ⑥調査結果の提供 |
| ③調査時期・期間 | ⑦調査終了後の対応 |
| ④調査事項・調査対象 | |

エ【調査の進め方】

【ポイント】

○最初に、調査の進め方や体制、期間について、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。

調査全体の流れとして、例を示す。下記のチェックリストに基づいて、全体の具体的な流れを確認する。

- ①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
- ②いじめを受けた児童・生徒・保護者からの聴き取り
- ③聴き取りやアンケート調査等の実施
- ④事実関係の整理(必要があれば追加で聴き取り等を実施)
- ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥報告書の作成、取りまとめ

調査全体の流れ チェックポイント		チェック
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		☐
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		☐
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐
	学校いじめ防止基本方針	☐
	年間の指導計画	☐
	学校に設置される各委員会の議事録	☐
	過去のアンケート、面談記録	☐
	その他()	☐
いじめを受けた児童・生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		☐
いじめを受けた児童・生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		☐
実施した事項	教職員からの聴き取り	☐
	いじめを行った児童・生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐
	その他()	☐
事実関係を整理した。		☐
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐
報告書の作成、取りまとめをした。		☐

参考：調査全体の流れ チェックポイント(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン)

オ【調査報告書の作成】

【ポイント】

- 調査報告書は、調査結果が公表される場合や再調査の基礎となるなど、様々な人の目にふれることを想定する。
- 第三者が、調査は十分尽くされていると判断できる報告書を作成する。

調査報告書に盛り込む標準的な項目及び記載内容の例を示す。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ①重大事態調査の位置付け | ⑥当該事案の事実経過から認定しうる事実 |
| ②調査の目的、調査組織の構成 | ⑦学校及び教育委員会の対応 |
| ③当該事案の概要 | ⑧当該事案への対処及び再発防止策の提言 |
| ④調査の内容 | ⑨参考資料 |
| ⑤当該事案の事実経過 | |

カ【調査結果の説明・公表】

【ポイント】

- 調査結果の説明は、いじめを受けた児童・生徒・保護者のみならず、いじめを行った児童・生徒・保護者にも説明を行う。
- 公表についてはいじめを受けた児童・生徒・保護者の意向や、公表した場合の影響等を総合的に判断する。

いじめを受けた児童・生徒・保護者に対しては、いじめを受けた児童・生徒・保護者からの所見書を市長に提出可能であることを伝える。

調査報告書を公表する際、個人情報保護やプライバシーの観点から、個人に関する情報、個人の識別につながりかねない情報は黒塗りするなどの措置を行う。

キ【調査結果を踏まえた対応】

【ポイント】

- 調査報告書において指摘された再発防止策を確実に実施する。

いじめを受けた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童・生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。いじめを行った児童・生徒に対しては、保護者の協力を得つつ、個別に指導を行い、行動の非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる。

(3)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

【ポイント】

- 再調査の主体は、教育委員会ではなく、市長となる。
- 再調査は、重大事態への対処又は同種の事態発生の防止のために必要があると市長が認めるときに行うことができる。
- 再調査を行う必要がある場合が、3つに整理されている。

再調査を行う必要があると考えられる場合は、以下のとおりである。

- 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合
- 事前にいじめを受けた児童・生徒・保護者と確認した調査事項または調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- 調査組織の構成について、市長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前にいじめを受けた児童・生徒・保護者に説明していないなどによりいじめを受けた児童・生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

再調査を取りまとめた後は、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

【市様式 1】 「いじめに関する事案の報告について」

報告日

2025/ /

学校名

担当者

(1) 基本情報

報告事項

面談要請

臨時
保護者会

第 1 号

第 2 号

その他

いじめを受けた児童・生徒情報

氏名

ふりがな

学年

性別

担任

発見
教職員

委員会や
部活動

出欠席
状況

関係機関
との連携

これまでの
様子

いじめを行った児童・生徒情報

氏名

ふりがな

学年

性別

担任

発見
教職員

委員会や
部活動

出欠席
状況

関係機関
との連携

これまでの
様子

(2) 概要（主述を明確に、学校が把握した経緯を時系列で記載）

(時間、場所、誰が、誰に対して、どのように何をした、期間、程度、他の関係者など)

(3) 今後の対応予定

※【市様式1】にて既に報告している内容と同様の場合は、1枚目表面（1）～（3）は省略可

【市様式2】「いじめ重大事態に関する事案の報告について」

報告日

学校名		担当者	
-----	--	-----	--

（1）基本情報

報告事項	面談要請		臨時保護者会		第1号		第2号		
	その他								

いじめを受けた児童・生徒情報	氏名					ふりがな	
	学年		性別			担任	
	発見教職員					委員会や部活動	
	出欠席状況					関係機関との連携	
	これまでの様子						

いじめを行った児童・生徒情報	氏名					ふりがな	
	学年		性別			担任	
	発見教職員					委員会や部活動	
	出欠席状況					関係機関との連携	
	これまでの様子						

（2）概要（主述を明確に、学校が把握した経緯を時系列で記載）

（時間、場所、誰が、誰に対して、どのように何をした、期間、程度、他の関係者など）

（3）今後の対応予定

(4) いじめ重大事態の概要・経緯（該当するもの全てにチェックしてください。）

1号重大事態

☐	生命に重大な被害が生じた疑いがある
☐	心身に重大な被害が生じた疑いがある
☐	財産に重大な被害が生じた疑いがある

☐	診断書の有・無	(有の場合) 診断名	
☐	警察への被害届提出の有・無	(有の場合) 提出先警察署名	

2号重大事態

☐	相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある
--------------------------	-------------------------------

(5) 調査に関する希望（該当するもの全てにチェックしてください。）

聴き取りをしてほしい児童・生徒等

☐	いじめを行った児童・生徒
☐	その他関係する全ての児童・生徒（クラス、学年、全校生徒等）
☐	関係する全ての教職員
☐	その他
	具体の児童・生徒名等

(6) 調査への協力可否（協力が可能な場合は、チェックしてください。）

☐	いじめを受けた児童・生徒からの聴き取り
☐	いじめを受けた児童・生徒の保護者からの聴き取り

(7) その他の要望

--

